

## 2013 年度成蹊大学法科大学院入学試験問題 民事訴訟法

### 【問題 1】 (配点 : 20 点)

適法な第 1 審の民事通常訴訟が判決及び決定以外で終了する事由として民事訴訟法に定められたものを列挙し、その要件と効果を簡潔に説明しなさい。

### 【問題 2】 (配点 : 30 点)

次の設例についての、下の設問に答えなさい。

#### [設例]

Xは、Yを被告として、Yに対する貸金元本 200 万円の支払いを求める給付訴訟を提起した。その訴状に記載された請求の趣旨は「YはXに対し金 200 万円を支払え。」というものであった。

第 1 回口頭弁論期日において、Xが、Yに 200 万円を貸し付け、約束の弁済期が到来した旨主張したのに対し、Yは、「X主張の 200 万円を借りた事実はない。」旨主張した。

Xは、帰宅して資料を調査したところ、約束した弁済期より前にYから 30 万円の一部弁済を受けていたことを思い出した。

第 2 回口頭弁論期日において、XはYから 30 万円の一部弁済を受けた旨主張したのに対し、Yは、「200 万円を借りた事実はないのだから、弁済したこともない。」旨主張した。Xは、請求の一部取り下げをしなかった。

その後の口頭弁論期日に証拠調べをした結果、裁判所は、Xの主張するとおりXからYへ 200 万円が貸し付けられ、その弁済期も経過していること、Xの主張する 30 万円の一部弁済がされたこと、それとは別に 20 万円も弁済されたことが認められ、残元本は 150 万円であるとの心証を得た。また、Yがうそを言って弁済の引き延ばしを図っているので、残元本 150 万円だけでなく、150 万円に対する訴状がYに送達された日である平成 24 年 3 月 1 日 (弁済期の後である。) から支払い済みまで民法に定められた年 5%の割合で計算した遅延損害金も払わせるのが適切であると、裁判所は考えた。

そこで裁判所は、上記の心証と考えを理由として、「YはXに対し金 150 万円及びこれに対する平成 24 年 3 月 1 日から支払い済みまで年 5%の割合による金銭を支払え。Xのその余の請求を棄却する。」(訴訟費用についての判断は本問では省略してある。)との判決をした。

#### [設問]

- (1) 裁判所が、Yに残元本に対する遅延損害金の支払いを命ずる判決をしたことは、適法か、違法か。結論と簡潔な理由を書きなさい。
- (2) 裁判所が、30 万円の一部弁済がされたことを認めたことは、適法か、違法か。結論と簡潔な理由を書きなさい。
- (3) 裁判所が、20 万円の一部弁済がされたことを認めたことは、適法か、違法か。結論と簡潔な理由を書きなさい。